

## 令和7年度第4回長野県人権政策審議会 議事録

日 時：令和7年12月18日（木）10時00分～12時00分

場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

### 出席者

委 員：一由貴史、伊藤芳子、斉山典生、閻小妹、小山清子、

菅沼尚、高島陽子、中島敏、宮井麻由子、和田浩（敬称略、五十音順）

専門委員：赤川理

長 野 県：企画振興部、県民文化部、健康福祉部、産業労働部、

教育委員会事務局、警察本部警務部、

県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課）

### 1 開 会

（羽賀企画幹兼課長補佐）

では、定刻になりましたので、ただいまから「令和7年度第4回長野県人権政策審議会」を開会いたします。

議事に入るまでの間、進行を務めます人権・男女共同参画課の羽賀と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の会議は、オンラインで御出席の委員も含め全員に御出席をいただいております。委員数の過半数を超えておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

### 2 挨 摶

（羽賀企画幹兼課長補佐）

それでは、開会に当たりまして、直江県民文化部長から御挨拶を申し上げます。

（直江県民文化部長）

皆さん、おはようございます。長野県県民文化部長の直江崇でございます。

本日は、年末の大変お忙しいところ、長野県人権政策審議会に御出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。去る10月に開催いたしました前回の審議会では、それまでも議論の焦点となっていました人権侵害への救済体制について議論いただきました。県から新た

に提案をさせていただいたのが人権オンブズパーソン、これはまだ仮称でございますが、こちらの制度でございます。この点につきまして貴重な御意見を頂戴しておりますので、改めて感謝を申し上げます。

御議論いただきました結果、人権オンブズパーソン(仮称)の制度につきましては、検討を進めていく点について多くの委員の皆様から一定の御賛同をいただいたと私ども認識をしております。

このため本日は、いただきました検討課題などを踏まえて、人権オンブズパーソン制度について、より具体化いたしました資料、そして制度を盛り込んだ骨子案を御提示しております。そのような観点から、今日は御審議を賜りたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当の事務局より御説明申し上げますので、委員の皆様には、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

次に、資料の確認をお願いいたします。資料につきましては事前にお送りをしておりますが、まず次第、委員名簿、会議資料の資料番号1、資料2-1から資料2-3、資料3-1から資料3-3、資料4及び参考資料でございます。資料の不足等はよろしいでしょうか。

本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めさせていただいて、終了を正午としております。また、会議の議事録を作成することから、発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

議事録につきましては、委員の皆様に内容を御確認いただきました後、県公式サイトに公表することとしておりますので、御承知をお願いいたします。

### 3 議 事

#### (1) 「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案について

(羽賀企画幹兼課長補佐)

それでは、これより議事をお願いします。

当審議会の議長は、附属機関条例第6条の規定により会長が務めることとされておりますので、一由会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、一由会長、よろしくお願ひいたします。

(一由会長)

よろしくお願ひいたします。それでは、会議を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきまして、活発な審議会と

なるよう御協力をお願いいいたします。

審議会の運営について確認をさせていただきます。当審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくことといたします。

審議会の議事録については、事務局で公表用の案を作成した後、各委員に内容を御確認いただきまして、修正の上、会議からおおむね1か月以内に県のホームページで公開することといたします。また、議事録では発言者の氏名が表記される形になります。以上の2点につきまして、御了解いただけますでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

(一由会長)

では、そのようにしたいと思います。

それでは、早速議事に入ります。

まず、議事（1）「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案について、事務局から御説明をお願いいたします。

(資料1～資料4及び参考資料に基づき事務局から一括して説明)

(一由会長)

ありがとうございました。

では、委員の皆様には事務局からの御説明を踏まえて御発言をいただきたいと思いますが、話題を区切って進行したほうがより充実した議論になるのではないかと思いますので、まず、先ほど重点を置いた御説明がありました資料3に基づいた人権オブズパーソン制度、制度設計について少し時間を持って意見交換をさせていただきたいと思います。それ以外についてはその後にやりますので、まず、オブズパーソン制度についての御意見をいただきたいと思います。

委員の方で、御意見のある方がいらしたらお願ひします。あるいは、意見の前提として御質問があれば御質問の上で意見ということでも結構です。いかがでしょうか。

前回から結構踏み込んでいろいろ直していただいたところがあると思いますけれども。

宮井委員、お願ひします。

(宮井委員)

宮井です。質問させていただきたいんですけども、いろいろなところに書いてあるかもしませんが、資料2-1の4ページ、第9条で申立てを受け付けない場合について、第5項に書いてある中に（7）として、「行為の日から1年を経過した事項。ただし、人権オン

ブズパーソンが正当な理由があると認めるときは、この限りでない」とあります。そうすると、行為の日から1年を経過したものについては、正当な理由があると認められない限りは受け付けてもらえないことになって、少し感覚的には短いのではないかと感じたんだけれども、これを1年とした理由があれば教えていただきたいと思います。

もう一点ですが、同じページの第12条ですが、第12条1項の条文を読みますと、インターネット上の誹謗中傷等が速やかに削除されるべきものと認めるときはというものの主語が知事になっていて、実質的な判断を知事が行うというふうに読めるんですね。他方第11条は、あまりそういうふうな条文になっていなくて、勧告をする人権オブズパーソンが実質的な判断をすることを想定しているように読めるので、その第11条と第12条が書き分けられているのはなぜかという理由を教えていただければと思います。

(一由会長)

今、二つ御質問がありました。まず、事務局で、一つ目の1年を経過した事項については基本的には受けないというその理由について、御説明いただければと思います。

(佐々木課長補佐)

申立ての期限をどこで区切るかですが、三重県の条例の場合は3年となっておりまして、佐賀県は1年となっております。ほかのオンブズパーソンに係る市の条例を調べたのですが、大体1年というところが多くなっております。やはり、オンブズパーソンの場合、迅速性というところも第一に考えなくてはいけない制度だと思っています。時間があって、ある程度証拠が散逸したり、当事者の関係が煮詰まったりしているようなものについては、オンブズパーソンではこなしきれない部分もあるだろうと。例えば訴訟など、より重厚な対応をしていただかないと無理な場合があるというところも考えまして、短い期間で証拠が集めやすいところで判断をするという前提で、1年という形にさせていただいています。

第11条と第12条の関係ですが、前提としてはオンブズパーソンの判断を尊重することを考えております。第12条の書き方のほうがむしろ問題があるという御指摘をいただいたと考えておりますので、事務局としては、再度精査が必要かと思って聞いておりました。

(一由会長)

今、両方御回答いただきましたが、それを踏まえて宮井委員のほうで御意見はありますか。

(宮井委員)

二つ目のほうは精査いただけるということなのでよろしくお願いします。

1点目ですが、やはり迅速性ということを踏まえても、感覚的には短いかと感じました。1年と書いてあると、この制度を利用するかどうかを検討する立場にある人から見ると、1年以内にやるかどうか決めなければいけないと思うと思うんです。すごく焦りながらやる

かどうかを検討するという状況に置かれるのかなと。少し焦らせる期間設定かと思いまして、私の感覚としては3年程度であってもよいのではないかと思います。

やはり、それなりにこの人権救済の申立てをするのには勇気も要りますし、その人もいろいろな人の助言を受けて検討したいと思いますので、そのために十分な期間が与えられるべきではないかと考えます。

(一由会長)

ありがとうございました。

何か御説明はありますか。和田委員、お願ひします。

(和田委員)

今のことに関連してですが、人権を侵害される側の方は、情報弱者でもある場合が結構多く、こういうシステムがあるということを知らないこともあると思いますし、その出来事が人権侵害に当たるのだということに気づくまでも時間がかかる。さらに、宮井先生も言われましたけれども、そういう申立てをするということには、かなり勇気が要る場合が多いと思います。

なので、申立てをしたら、もう1年過ぎてしまったから受け付けませんよという対応になると、非常に心が折れてしまうというか、せっかく勇気を出して言っていったのに、けんもほろろという感じになってしまふとまずいと思います。

ですので、一つは、そういう意味で期間がどのぐらいがよいのかということを検討する必要があると思いますし、例えば3年としても、3年を過ぎてしまった事案についてどう対応するのか。もう受け付けませんではなくて、そういう場合はこういう手がありますよということを提示していく必要があるのではないかと。

資料1の3ページ、県社会福祉会からの御意見の中に、継続的な伴走支援という言葉が出てくるんですが、人権を侵害された方に対して、受け付けませんで終わるのではなくて、そのことをどういうふうに対処していったらいいかと一緒に考えるというような形にする必要があるかと思います。お願ひします。

(一由会長)

今、和田委員から御意見をいただきました。そうしますと、今、議論にはなっているので、この第9条第5項の1年を経過したものは原則としては受けない、正当な理由がある場合にはこの限りではないという、ここについて御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

中島さん、お願ひします。

(中島委員)

お二人の意見に同感ということで付け加えさせていただきます。実際にはいろいろな裁判等になった例を見ますと、相当経過した後からそのことを公表できて、それによって問題が明確化されたことがあると思います。例えば、これは直接このオンブズパーソンとは関わらないかもしれません、富山県の父親による性的な虐待が話題になりました。それから小学校・中学校時代の担任だとか、または部活動顧問の対応について、大人になってからそのことをやっと公表できたというような事例もある中で、1年はあまりにも短いかなど、私自身もそのように思ってここは気になっておりました。

それと、この「正当な理由が」という、この「正当な」という言い方自体が非常に難しいなど。何が正当なのかということが非常に分かりにくくなるのではないかと。当事者が非常に言いにくいのではないかという気がしましたが、何を正当と認めていくのかは非常に難しいのかなど、この辺の表現の仕方も工夫していただければと思いました。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。

葦山さん、お願いします。

(葦山委員)

葦山でございます。今の1年の話ですが、ここに「行為の日」「行為の終了した日」とあります、これは加害者側が「行為をやっていません」「あの日しかやっていません」と。でも、受けるほうはその後もずっと行為が続いていると感じることもあるだろうし、終了した日も同じですね。加害者と被害者で全然認識が違うかもしれない。今おっしゃったように正当な理由も非常にアバウトでございますし、1年で決めるのもどこからが1年かというスタートが全くあやふやになってしまって、意見の相違があって、ここから1年と言われていきなりそこでストップしてしまう可能性があるので、私も1年は短いと思います。

それが2年か3年かというのは明確なところはないですが、やはり3年程度はないと、かなり精神的にまいっている方が、やっと動き出すには時間がかかると思いますので、1年はやはり短くて、やはり3年ぐらいなのかなと思っています。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

事務局の御説明どうぞ。

(佐々木課長補佐)

まず、このオンブズパーソンの制度ですが、前提に相談があるということを御理解いただきたいと思います。やはり長年たったものに対して証拠を集めて、例えばオンブズパーソンの方が判断するとしても、ある程度法律だとかそういうものを下敷きにして納得のいく判断をするというときには、調査が前提になると我々は考えておりますが、オンブズパーソンの調査権にはそもそも強制力がないということも、前提になっております。

長年たって、やはり悩んでいるということに関しては、今でもやっておりますけれども、かなりの部分相談で対応する、寄り添った対応をするということを前提に考えておりまして、そこで、なおかつ緊急に対応ができる、今持っている情報である程度当事者の関係を良好な方に動かすことができるだろうということをオンブズパーソンが扱うという仕組みになっておりますので、そのところを御理解いただきたいと思います。

あと、正当な理由に関しては、これも規則で置いている市町村がありまして、川崎市の人権オンブズパーソン制度の規則ですが、御紹介したいと思います。

ここの正当な理由があるという場合には、次に掲げるとおりとするという規定がありまして、二つ条件を出しています。天災地変等による交通の途絶により申立期間を経過したときというのが一つ。もう一つですが、その他人権オンブズパーソンが正当な理由があると認めるときという条項です。こういう条項を置いていますので、オンブズパーソンのほうで正当な理由があるだろうと、これは我々のほうで対応することもできるだろうと考えれば、ある程度拾えるだろうと、そういう規定の持ち方になっています。事務局としては、そういうことも視野に入れて考えていた部分もあります。

ですので、1年ですぱっと切るかと言われると、そういうイメージでもないのかと。ある程度オンブズパーソンの考え方を尊重する形で正当な理由という文言を置いているという意図ですが、そこを御説明したいと思いました。

(一由会長)

ありがとうございます。ですから、今の事務局の説明を踏まえて考えると、1年たったからもう相談も何も応じなくて追い返すということは考えていないと。あくまでオンブズパーソンの制度に乗せる期間としては、原則は1年とする。ただ、正当な理由に関しては人権オンブズパーソンが正当な理由があるとえた場合は、そのところである程度弾力的な運用が可能なのではないかという御趣旨と理解しました。

先ほど、中島委員さんから、「正当な理由」という言葉遣いそのものについて御指摘がありました。法令上は「正当な理由」というのはよく出てくるもので、特に何か冷たい言葉であるとかという趣旨は全くないと思いますので、これ自体は私は全然問題ないと思っております。

今の点を踏まえて、1年では短い、3年という御意見が複数出ていたように思いますけれども、どうですか。他方で証拠が散逸するとか、私が気になるのは、人権オンブズパーソンは非常駐の者になりますので、常時県庁に詰めてこの仕事だけをずっとやっているという

わけではないという人的リソースの前提があると思います。

そういうことを考えると、どの程度件数があるかはやってみないと分からないんですが、制度設計にもよるとは思いますけれども、例えば、弁護士とか学者の先生とか非常に多忙な人たちであるということが前提にあって、そのときに期間を長く取ればその分案件が、普通に考えれば増えるわけで、そのときに全ての問題に迅速に対応できるかというと、現実的にはできないということも出てくるので、その辺のバランスも考えてこの期間を考える必要があるかと思っています。

その上で、1年が短過ぎるという御意見がある中で、そういうことも踏まえて考えるとというところですが、そこは何か御意見がある方はいらっしゃいますか。つまり、ほかの要素も一応踏まえて現実的な検討する必要があるかなと思うんですけれども。

高島委員。

(高島委員)

今、会長がおっしゃったように、非常勤の人たちがオンブズパーソンとして様々な御検討いただく前のところで、このイメージ図のところですが、つまりリソースが限られているということは、私も2回目の審議会のときに発言したことを覚えているんですけども、やはり相談窓口とか相談体制ということもすごく大切になってくるのかなと改めて思いました。第8条の人権相談窓口のイメージは、もう少し分かりやすいものであってほしいと思っています。条文の中に何人置くとか、予算をどのぐらいつけるとか、そういうことを明記するのはできないと思いますが、実際その先行的に取り組んで人権条例を制定しているところでは、相談窓口に専門性を持った方がどのぐらい配置されているとかそういうことは県当局としてはちゃんと把握されていると思うんですけども、すみません、話があっちこっち行ってはいけないんですけども。

この窓口の体制というのはとても重要なのではないかということを、今いろいろな御意見を聞いて改めて感じているところです。今回出てきた、例えば資料2-1の骨子案の中の9ページに、雑則として、「必要な財政上の措置を講ずる」と書いてあるんですけども、これはつまり相談窓口の体制も含めてと理解してよろしいかどうか。これまで条例をつくる前の県の取組として、この相談窓口という体制があって、それをさらに強化しなければいけないと思うので、この点について御見解を御聞きしたいです。

(一由会長)

今、期間の話というよりは窓口や財政上の措置の話ですが、そこについて御回答できるようであればお願ひします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

最初に御議論いただいた期間については、他県でも年数が限られています。今、お話をお

聞きして、1年と書いておくのか、それとも3年と書いて広く門戸を開いて過去のものも受け付けるという姿勢を県民皆さんにアピールする、その両方の考え方があるかと思いました。

ただやはり一方で、現実的にリソースの問題もどうしてもあります。そこは一回事務局で引き取らせていただいて、1年にするか、3年にするか、今の御意見を踏まえて検討したいと思います。

それから、相談窓口につきましても、やはり条例ができましたら、まず、多くの場合交通整理をここでしないといけないわけですので、具体的に体制をどうするのか、まだそこまで至っていませんが、そこはオンブズパーソンにつなぐ重要な役割になると思いますので、どのような体制が適切かということは、引き続き検討してまいりたいと思っております。

財政措置についてはここに記載させていただきましたので、こちらも当然限りある予算ですので、必要なものを要求していくという形にはなりますが、この条例全体に係る条項だと、この35条は条例全体に係る条項だと理解しております。以上です。

(一由会長)

高島委員、よろしいですか。

(高島委員)

はい。

(一由会長)

今の点に関連して言うと、やはり正当な理由がある場合は、オンブズパーソンのほうでこれはいいんじゃないかというところが置かれていて、その運用もあるのかなとは思っていまして、それは先ほど申し上げた天災地変等による交通途絶のようなものに限られてしまうと、ほとんどそれは機能しないものになってしまふので、これは質問も含めてですが、次回回答いただいてもいいんですが、例えば、当事者の方が知的障がい者の方であって、先ほど和田委員さんがおっしゃったように、自分が受けた行為が人権侵害であるというふうに認識できないやむを得ない事由があったり、あるいはトラウマを伴うような人権侵害をされて思い悩んでいたとか、そういう個別の事情を見た上で、確かに行為が終了してから1年はたっているけれども、この事案であれば、言わば取り上げるべきだとオンブズパーソンが判断した場合、そういった自主的判断がどの程度許される形になるのかというところをもう少し御検討いただいて、それとの兼ね合いで、最終的には3年とか2年とか決まってくると思うんですね。

ですから、期間そのものが重要というよりも、実質的に救済が必要な事案をきちんと取り上げて対処することと、先ほど私が申し上げた現実的なリソースの問題と、あと、やはり証拠の散逸という、事務局がおっしゃったことは私は重要だと思っていまして、弁護士

会の人権擁護委員会の調査でも、3年前の事案となると、もう関係者も異動していたり、そもそも加害者とされる人がどこにいるかも分からなくなったりとか、そういうのも結構ありますので、その辺はバランスを見て、一律に長ければいいと私は全然思っていませんので、そこも踏まえて御検討いただければと思います。

では、ほかの点について御意見があれば伺いたいと思います。

和田委員、お願いします。

(和田委員)

今のこととも関連しますが、そうすると、相談窓口にいろいろな事案が持ち込まれて、この件はオンブズパーソンで対応するのがいいですね、この件はこういうところがいいですねというふうに整理をして、相談者に対応していくという形になりますか。

(一由会長)

お願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今の点でございますが、資料3-3を御覧いただきたいと思います。フロー図を文字化したものでございます。上から下に流れておりますが、多くの事案はまずは窓口に相談が来るわけですが、その後どうするかというのは、先ほども申し上げましたとおり、まず事務局、県で受領して聞き取る。整理した上でオンブズパーソンに伝えます。申立てを受け付けるか否かは、代表オンブズパーソン中心に人権オンブズパーソンで決定していただくと。ここでの決定方法については規則等で定めることを想定しています。

やはり相談をまずは尽くしていただいて、その内容によって申立てを受ける、受けないを決定していく。除外事項に該当するものは申立てを受け付けない、その場合は理由を付して通知する、ないし必要に応じて適切な窓口・関係機関を助言するといった流れを今考えてございます。

以上です。

(一由会長)

今の点を踏まえて御意見があれば。

(和田委員)

先ほども言ったので繰り返しになりますが、申立てをしたけれどもこれは該当しないと言われて終わりというふうではない相談体制にしていただきたいと思います。

(一由会長)

この資料3－3で示されたような想定する制度設計からすると、申立てを受け付けるか否かはあくまで代表オンブズパーソン中心に人権オンブズパーソンが決定するということになっているので、言わば事務局がそれを自動的に判断して門前払いするということは恐らくないということで、そういう理解でよろしいですね。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

大丈夫です。

(一由会長)

そういうことが前提となっているのであれば、御懸念の点は大丈夫かなと思うんですけども、ほかの点でも、今の点でも構いません、御意見はありますか。

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

菅沼です。確認や質問を含めて何点かお願いします。

まず、第8条の相談支援体制のことですが、こここの条文を見ると、「県民」というところに括弧して説明があるんですが、前の第4条に「県民」という言葉が出てくるのに、改めて説明しているのは、「その他県に関係あるものとして規則で定めるものを言う」とありますので、県民という枠を広げて考えていくと理解していいのかというのを一つ質問をさせていただきたいと思います。

それから、第9条第5項、申立てすることはできないのうちの（1）ですが、「人権侵害を受けた者又は人権侵害行為を行った者が、いずれも」というのは、文章的に「又は」と「いずれも」というのは少しおかしいなと思ったんですが、いずれにしろ両方の者が県民または県内事業者でないときには申立てできないということだと思うんですが、第8条の相談体制を経て解決できないから、次の人権オンブズパーソンに申立てをするとなると、そもそも第8条で想定しているのが県民とか県内事業者ということを想定しているとすると、両方が県民や県内事業者ではないということはあまり想定しなくていいのではないかと思うんですが、その辺を少し説明していただければと思います。

もう一点よろしいですか。最初の宮井委員の御意見、御質問と重なる部分ですが、第10条、第11条、第12条の関係で、第10条で人権オンブズパーソンが、第11条または第12条に規定する要請を行うように勧告することができると書いてあります。そうしますと、第11条、第12条に、要請を行うように勧告する中身が出てくるんだろうと思うんですが、第11条においては、恐らく3行目の「是正その他必要な措置を講ずるよう要請」というのが人権オンブズパーソンによる勧告内容になるんだろうと思いますが、第12条のところになると、延々と長くなって、最後のところに「削除の要請」とあって、そこまでが第12条に規定する要請を行うように勧告と、そこまでが人権オンブズパーソンの勧告の中身だとすると、その上の文章が

「認める」というのは誰が認めるか、この文章だと知事が認めるように思うけれども、その前の段階の人権オンブズパーソンが認めていたというふうにも読み取れるような気がして、やはり条文上、もう一回精査していただいたほうがいいということ。

また、最後の「要請又は国その他の関係機関に対する通報を行うことができる」というのは、人権オンブズパーソンによる勧告の内容とは別のことになるので、知事が独自に人権オンブズパーソンとは別の判断でその他の機関に通報を行うことができるように読めるのではないかという気がしますので、そこはもう一度精査していただいたらありがたいと思います。

以上3点、お願いします。

(一由会長)

菅沼委員、三つ目の先ほどおっしゃった「又は」というのは、資料2-1の骨子案の第12条のどこの部分ですか。

(菅沼委員)

第12条の第1項の最後のところに、「に対する削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報を行うことができる」となっています。上の第10条の中で、「人権オンブズパーソンは……（中略）第12条に規定する要請を行うように勧告することができる」となっているので、この第12条の第1項の最後のほうの「削除の要請」というところまでが人権オンブズパーソンによる勧告の内容と判断できるのではないかと。それと「又」独自に県知事が判断してできるというふうに読み取れるのではないかということです。

(一由会長)

分かりました。ありがとうございます。

今三つ御質問がありましたら、事務局のほうで御回答お願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

最後の第10条、第11条と第12条の関係は、確かにごもっともだと思ってお聞きしていました。我々も精査が及んでいないのかもしれないのですが、第10条はオンブズパーソンが認めるとしておいて、第12条はオンブズパーソンの勧告に基づいて知事が認めるとなっているので、整合が取れないのではないかと、同じ県に勧告をいただきて、是正要請、削除要請する話なのに、規定ぶりが違うのではないかという、そういう御指摘かと受け止めましたので、ここはもう一回精査させていただきたいと思います。

それから、最初の相談の対象のところは担当から御説明します。

(佐々木課長補佐)

担当から御説明します。相談の対象は県民ですが、この第8条に規定を置いているのは、相談と救済に関しては、県民の定義を明確にしておかないと、どの場合に相談と救済制度を動かすかということがはっきりしないところがありまして、その部分はほかの部分の条文とは違う形で明確な定義を置いていることになります。

第8条の相談を受けなければ第9条の申立てができないという形の規定の仕方にはなっていますが、相談を尽くしたかどうかというのはあくまでも申立人御本人がまず判断をして出てくるということになりますので、実際に相談を尽くしたかどうかにかかわらず、申立てというのは出てくる可能性があるので、申立てのところにも県民だとか事業者については、同じような規定を置くことによって、それを考えられるようにしようという趣旨で、第9条第5項第1号の規定を置いたということになります。

あと、先ほどの第12条の「又は」の部分ですが、こちらも精査が必要かと認識はいたしましたが、県から削除の要請をする方法として、プロバイダーに直接の削除要請をする方法と、具体的には法務局に通報した上で削除を依頼するというやり方と2種類あります。その双方を射程に入れようと考えたものですから、こういう規定ぶりになっているのですが、確かにほかの条文との整合がありますので、そこは再度検討したいと思います。

(一由会長)

今の点はいかがでしょうか。

(菅沼委員)

そうしますと、第8条のところで、誰からの相談を受けるかというときに、いわゆる県民ではない人の相談も受ける可能性があるということですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

恐らく現実に相談窓口を開いておれば、県民以外の方からかかるてくることも当然あると思います。その場合どういう対応を取るかというのはケース・バイ・ケースかと思っているのですが、そこから先の救済手段に進むときに、どの県民が対象かということを規定するということでここに書いているかと思うんですが、今の点も、一回こちらで精査をさせていただいて、相談の対象、それから救済の対象となる方の整理の仕方が条例上齟齬がないかは、もう一回確認させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

(一由会長)

よろしいですか。では、もう少し時間がありますので、人権オンブズパーソンの制度についての御意見があればお願いします。

宮井委員、お願いします。

(宮井委員)

今の相談のことと申立てとの関係についてですが、今の御議論の前提について確認したいんですが、資料2－1の3ページの第9条の1項のところには「何人も」とあって、「第8条1項の規定に基づく支援を経てもその解決が期待できないと認められるときは……（中略）救済の申立てを行うことができる」と書いてあるんですね。この言葉を読んで私なりに理解するのは、第8条1項の相談をしたけれどもそれによっては解決できないというケースと、そもそも相談をしてもこれは解決しないなという事案であるときと両方を含むのかなと理解しました。

それを前提に資料3－3を読みますと、第9条のところの三つ目の「・」で、「相談が尽くされていないものは、申立てを受け付けない（第9条第1項）」と書いてあって、それだと後者のような場合、そもそも相談しても解決しないような場合については受け付けないように読めてしまうので、恐らくこの3－3のほうの記載が若干ミスリードだったのではないかと考えるんですが、そういう理解でよろしいかどうかを確認させてください。

(一由会長)

今の質問の趣旨がよく分からなかつたんですが、今のは相談が尽くされていないものは申立てを受け付けないということが違うのではないかということですか。

(宮井委員)

そうですね。第9条1項を読むと、この3－3のような理解ができないのではないかと。第9条1項に書いてある内容は、3－3のような意味ではないのではないかという質問です。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今の御指摘は相談を尽くしたものだけを受け付けるということなのか、資料3－3で相談が尽くされていないものは申立てを受け付けないと書いてあるのだけれども、そもそも相談を尽くす前に、相談しても解決しないことが明白だから、もうすぐにオンブズパーソンに上げたほうがよいのではないかという場合もあると、そういう御指摘かと受け止めたんですが、確かに、「相談が尽くされていないもの」と言い切ってしまっていいかというのを検討をさせていただきたいと思います。

基本的には、まずは先ほどリソースの話もありましたけれども、相談で対応してその後いろいろな手段を検討していくということだと思うのですが、それでも相談しているよりも早くオンブズパーソンに上げたほうがいいのではないかというものが出てきた場合は、柔軟に対応するとかそういう運営が必要かと考えました。ありがとうございます。

(一由会長)

現実的には、県の窓口に、まずこういうふうに私は困っている、人権侵害を受けているんだけれどもどうかという中で、県のほうでお話を聞く、それが相談に当たるということになると思うんですが、その中で実際には先ほど和田委員がおっしゃったように、この制度 자체を知らない人もいるわけで、その県の担当者において、実はこういう制度もありますので、こういったものも検討したらいかがでしょうかというのは、紹介、教示もあつたりして、あるいはそれに適さないものは別の裁判所とか民事調停とかありますよと紹介をする中で、そういう広い意味の相談というのはやはり経ていないと、いきなり本人が主観的にこれは相談しても駄目だからといって、いきなりそういったスクリーニングを経ないで直にオンブズパーソンのところに来たということになると、それはスクリーニングは必要だとは思っていまして、それは現実的な制度運用として、先ほど何度も言ったように人的リソースも限られていることもあるので、そこはやはり人権相談窓口が前提になるという制度設計 자체は維持すべきだとは思っています。どういう事案であっても。本人がそんなの無駄だからすっ飛ばしてやりたいと言っても、一応お話を伺ってということは、私としては必須かと思っています。

宮井先生、その点について何か意見ありますか。

(宮井委員)

おっしゃっている意味は理解しました。そうすると、どちらかというと、2-1の第9条の1項の書き方をもう少し一義的にすることになるのかなと思います。つまり、先ほど私がしたような誤解が、今の書き方だと、「支援を経てもその解決が期待できないと認められるときは」というのは、やはり相談しても解決することが期待できないというふうな事案で、そもそも相談しないで申立てをすることができるかのように読めるので、こちらのほうの言葉の精査が必要になってくるかと、今思いました。

(一由会長)

では、また事務局のほうで検討いただきたいと思います。

ほかに、オンブズパーソンの制度について御意見は。

お願ひします。犠山さん。

(犠山委員)

お願ひと一つは質問ですが、戻って申し訳ないんですが、先ほどの1年の話ですが、結局これに限らず県のほうでいろいろ決めていただくものについて、なかなか知らないというケースが多いので、例えば、いろいろとこれから申立てをする人がいる場合に、1年なんて知らなかつたというケースが大変多いんじゃないかと思うんです。そういう場合、知らなかつたから駄目だよということがないように、柔軟な対応をまずお願ひしたいと思います。

もう一つ教えていただきたいんですが、資料3-1の最終ページに、各市町村の対応がい

いろいろ書いてある中で、長野県の是正要請、勧告等あるんですが、三重県が、それにさらに踏み込んで、助言、説示、あっせんとあるんですが、前回の会で説明があったかもしれませんと、今回説示・あっせん等は県のほうで入れないあたりの理由をもう一度教えていただきたいのですが。

(一由会長)

その点お願いいいたします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今の点でございますが、事務局で提案させていただいた是正要請、それから是正勧告も、法的な効力については他県の条例にある説示・あっせんと同等かと、全て強制力を伴わない行政指導の一種であって、効力は同じかと考えております。

あとは言い方ですが、説示と言うか、是正要請と言うかということですが、これについてはオンブズパーソン制度を持っている他の自治体を見ると、やはり是正要請といった文言を使っているところが多いので、そちらに倣った考え方でございます。この文章を採用した理由はそういった理由でございます。なので、効力は変わらないのではないかと考えております。

(一由会長)

葦山委員、よろしいですか。

(葦山委員)

効力が変わらないのであれば、それなりの対応が取れるんだろうと思思いますのでいいです。分かりました。

(一由会長)

まだ御発言をいただいている方にも御意見を伺いたいと思います。

専門委員の赤川先生、何かございますか。オンブズパーソンの制度について、なければないで結構ですが。

(赤川専門委員)

赤川でございます。いろいろ委員から御指摘をいただいて、特に第11条、第12条のあたりの書きぶりの問題はあるのかもしれませんけれども、その辺はまた事務局で御精査いただくということですが、インターネット上の人権侵害事案に関して規定を整備しよう正在すること自体は、非常に評価されるべきことではないかと思っております。

以上です。

(一由会長)

伊藤委員、何かございますか。なければ結構です。

(伊藤委員)

条例をつくるということは、文字に残して県民に周知していくことなので、精査をお願いしたいということで、期間に関しても、同じように残ってしまうなというところで御検討をお願いしたいと思います。

それで、先ほど県民の定義についてお話をあって、確認ですが、今、いわゆる2拠点生活のような方がいらっしゃって、解説のほうを読むと、住所がなかつたり、仕事場がなくともそういういった住まいを持っているような方も対象になってくるのかなと読めるんですが、条例上はどうなんでしょうか。第8条でその他県に関係ある者として規定で定める者というところが解説を読むと県外に措置されているような方が対象というところまでの解説だったので、そこが一つ疑問に思いました。

(一由会長)

今の点は質問も含んでいるということですね。今の点は回答できますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

先ほどの質問にも通ずると思いますが、今、伊藤委員が引用されていたのは、資料2-3の7ページ、県民というのはどこまで入るのかということを記載してございます。ここを見ていただいているかと思うんですが、例えば今おっしゃったように2拠点生活をしている場合とか、様々なケースがあろうかと思います。その辺をどこまでを解説で記載するのか、恐らく全てをここで書くことは難しいような気もしますので、運用の中でどう配慮していくのか、その辺はまた検討させていただきたいと思います。

(一由会長)

例えば、2拠点生活の方は住民票は東京にあるけれども、民事訴訟法でいう居所みたいな、実際上の生活は長野県のどこかでしているとか、そういうのも、どのレベルで、条例そのもので規定するか、解説で補足して説明するか、今の伊藤委員さんの御指摘は確かにあり得るかと思いますので、また御検討いただくようにお願いいたします。

小山委員、ございますか。特段よろしいですか。

(小山委員)

もう出てしまったので大丈夫です。

(一由会長)

閻委員、オンブズパーソンの制度について、御意見等がありましたらお願ひします。特にないですか。

(閻委員)

第2節の救済手段について、申立て期間が1年は厳しい、短過ぎる、特に子どもの人権に關しては、それなりに成長して初めて、そのときのことが人権問題になることを自覺して申立てすること、あるいは女性の性被害など、救済はできない、あるいは受け付けられないということになるととても厳しいなど。正当な理由があればその限りではないと書いてあるんですが、やはり正当な理由というのは抽象的過ぎるかなと思います。

(一由会長)

御趣旨としては、先ほど複数の方がおっしゃったように、期間が1年では短いのではないかという御意見と、正当な理由という言葉は抽象的ではないかという御指摘ですね。

(閻委員)

そうです。

(一由会長)

ありがとうございます。先ほどの私の問題意識で言うと、むしろある程度抽象的なほうが、オンブズパーソンが具体的妥当性を測る判断をする上では良い面もあるのかなと思います。逆に細かく、例えば「天災地変等による交通」とかと書いてしまうと、法令の基本的な読み方だと、それ以外は逆に想定していないと読めてしまうので、そこの規定ぶりは、また県の法規の部署とも相談していただきたい、具体的な調整が図れるようなことを、期間制限と併せて御検討いただければと思います。

まだ意見をいただいている方はいらっしゃらないと思いますが、人権オンブズパーソンの制度自体については、いったんこれで打ち切りたいと思いますが、何かどうしても制度についてあれば、ぜひお出しいただきたいと思います。

高島委員、お願ひします。

(高島委員)

繰り返しになるかもしれません、申立てを受けるところの関所と言ったらいけないんですが、人権相談窓口というものがこの図で見ると複数あって、いろいろなジャンルや分野で複数あって、そこと別に県の事務局が人権・男女共同参画課にあって、この整理というか、そこら辺が分かりにくくて、今日御回答いただかなくともいいんですけども、こうやって振り分けるという作業は非常に難しいと思っていて、そうすると、例えば資料3-1の救済

体制のところに書いてある基本的事項の（7）ですが、「専門調査員を置くことができる」と、ここら辺が非常に肝心なところではないかと思っています。

つまり、オンブズパーソンに渡す前の交通整理ということについては、ある程度運用していく上でイメージが持てるようなものがほしいのかなと思うんですね。今日答えをいただかなくてもいいんですけども、この辺を少し精査していただいて、例えばワンストップで誰かが受けて機関内に振り分けてオンブズパーソンに渡すような、さらに詳細なフローがあるのかとか、この辺についてはもう少し精密にというか、しっかりと整理をしていただいたほうがいいのではないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

(一由会長)

高島委員は次回ということでもいいとおっしゃっていますが、この時点での御回答できればいいですが、また次回ということでもいいと思います。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。確かに今の御指摘のとおりだと思っていまして、相談を交通整理する人というのが非常に重要なと思っておりまして、第19条第3項に「専門調査員を置くことができる」と規定した趣旨はまさにそのとおりでございますので、どういった人材を確保できるかという課題はありますけれども、しっかりと交通整理ができる職員が必要という趣旨でここを記載したものでございます。

どういう相談が上がってきたり、どういう形になっていくかというのは、運用の段階ではより詳細なフロー図や具体例といったものを示していく必要があるのかなと、お話を聞いていて思いました。以上でございます。

(高島委員)

ありがとうございます。

(一由会長)

この専門調査員というのは、今の時点でのイメージをお持ちですか。県の職員の方ということになるんですか。いわゆる普通の職員の方というか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

任用の形態などはまだこれからですが、やはり法律ですとか、県の行政とか、そういったことにある意味精通している人がよろしいのかなとは考えております。ここは、ほかの県で置いている事例とか、どういう方がいるのかはリサーチした上でさらに詰めていきたいと考えております。

(一由会長)

よろしくお願ひいたします。

では、ほかの部分も意見を伺わなければいけませんので、いったんここで人権オンブズパーソン制度以外の資料2－1から3に基づいた骨子案、今議論したオンブズパーソン以外の部分、前文であるとか、第2条であるとか、その他の部分ですが、また話題を限定したほうが議論しやすいかと思いますが、この第2条というのは結構大事なところだと思います。人権侵害行為の禁止等ということで、第1項が差別禁止、第2項が人権侵害行為の禁止というところで、ここは前回から少し変わっているんですが、ここについての御意見があればお願いしたいと思います。第2条についてです。

伊藤さん、お願いします。

(伊藤委員)

先ほどの御説明の中で、子どもという言葉はこの条例の中では具体的には使わずということで、第2条の中で年齢ということが書かれているのでという、その他の理由を御説明いただきまして、基本となるものなので仕方がないのかなという部分も納得しながら伺っていたところですが、ただ、やはり関係団体からの意見にもあったとおり、子どもということが権利の主体として捉えきれない方々がまだ多いのかなという印象を持っています。

なので、せめて骨子の趣旨・解説等の中で、先ほど御説明いただいたようなことを記していただければいいかなと思ったところなのでお願ひいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに、第2条についての御意見はございますか。

赤川専門委員、何か御意見ございますか

(赤川専門委員)

特にはありません。

(一由会長)

宮井委員、何かございますか。

(宮井委員)

まず、第2条については前回申し上げた意見も踏まえていただいて、とても分かりやすくて適切な規定になっているのではないかと思いました。

その関係で第3条の見方ですが、「差別的取扱い、差別的言動又はその他の他人の権利利益を侵害する行為による人権侵害」と書いてあります、「その他の」と書いてあると、法

律ではその前のものは、その他の後の例示みたいに考えると思うんですけれども、ただ第2条では、差別的取扱いや差別的言動と、権利利益を侵害する行為を分けて書いてるので、この第2条第1項と第2項の関係が第3条の書き方では少し変わっているように読めて、大変細かいことで恐縮ですけれども、技術的なことかもしれません、少しそこが気になりました。

(一由会長)

私も今の問題意識がよく理解できないのですが、たぶんこの第3条の「差別的取扱い、差別的言動」というのが第2条第1項に対応していて、「又は」という接続詞で、その続きが第2条第2項の「その他の他人の権利利益を侵害する行為」という、その第2条第1項と第2項を「又は」の前後で対応させているように私は読んだんですが、それはちょっと違うのではないかという御指摘ですか。その規定ぶりが少し変ではないかと。

(宮井委員)

会長がおっしゃるとおり、対応させているならいいんですけども、「その他の」からくくり出しているからそう読みないんじゃないでしょうか。

(一由会長)

「その他の」というのは要らないのではないかと。

(宮井委員)

そうですね、そういうことです。

(一由会長)

今の点、事務局で何か御回答できれば、また、後日検討でもいいとは思いますけれども。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。また後日検討でお願いします。まだ不十分な点がありまして、申し訳ございません。もしかしたら、後日、宮井委員にお聞きする点もあるかもしれませんけれども、一回引き取らせていただきます。

(一由会長)

宮井先生が言っているのは、「その他の」というのが、第2条2項の誹謗中傷とかいじめとか、アウティングとかその他のという意味だろけれども、第3条の書きぶりだとちょっと違うように理解できる余地もあるから、誤解を招かないように精査いただきたいと、そういう御趣旨ですね。では、お願いいいたします。

ほかにございますか。第2条のところ、第3条も今関連していたのでそういう観点でもいいんですけども、御意見があればお願ひします。

よろしいですか。確かにだいぶ整理されて明確になりました。この第2条というのは核になるところなので。

先ほど、社会的身分と被差別部落の出身であることという言葉の位置づけについては、事務局から御説明ありましたけれども、むしろ積極的に被差別部落の問題については長野県は強い意思を持って取り組んでいくという前向きな意思であえてこういうふうにしているということ、菅沼委員さん、御意見ありますか。それはそれでよろしいですか。

(菅沼委員)

はい。

(一由会長)

ありがとうございます。

犠山さん、お願ひします。

(犠山委員)

今の第2条ですが、文章的には、私もこれで内容はいいかと思っていますが、これは加害する人の行為を言っているわけですね。例えば、加害した人が、「いや、俺はそんな意思なかったよ」とかいうケースも往々にあるんですけれども、でも受けたほうは「いや、私は差別を受けたんだ」というケースがありますので、この文章からいきますと、「侵害する行為をしてはならない」ということで、文章をどういうふうにしていいかよく分からなわけですけれども、例えばそういう行為によって、差別を受けたと感じる、人が感じる、要するに被害を受けた人がそういうふうに感じる行為も含めるというようなことも入れないと、何となく加害者がそういう意思はなかったと逃げられそうな気もしますので、「被害を受けた人がそういうふうに感じたことも含まれる」というようなことも検討してはいかがかと思います。

以上です。

(一由会長)

今の点、事務局から回答はありますか。これは私の個人的な意見になりますが、第2条のところは、差別的取扱い又は差別的言動をしてはならないということで、結局、今、犠山委員がおっしゃった、確かに人によって受け取り方の違いは当然出てきて、セクハラやパワハラやいじめもそうですし、ある意味ではここに書いてあることは、みんなそういう要素を多かれ少なかれ含んでいて、これはただ法律とか条文の定め方としては、差別的取扱いや差別的言動という言葉で規定して、あとは具体的行為がそれに該当するかどうかは、法律でいえ

ば裁判所の判断、個別的な証拠や事実関係に基づいて、いくら加害者とされる人がそういうつもりはなかったと言っても、客観的に見ればどう見てもこれは差別でしょうというのは、裁判所は差別と認定してくれるし、逆に被害者といわれる方が差別的だと言っていても、裁判所の判断としては、いろいろな要素を加味して考えると、ここで言うところの差別的取扱いとか差別的言動には当たらないという両方あり得るわけで、そこは条文そのものの規定ぶりというよりは、あくまでこれはオンブズパーソンが何かを判断するときに、まさにそこが問題になってくると。だからそこに専門家を投入してそういった妥当な判断が下されるように、そこで適正さが担保される、そういう設計かなと理解していますが、事務局としてもそういう理解でよろしいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

その理解でよろしいかと思いますが、参考までに資料2－3の、こちらも先ほど伊藤委員からお話をあった解説ということになるかと思いますが、資料2－3の3ページ、4ページ、5ページにかけて、ここで規定した禁止行為というのは具体的にどういうものなのか、これで全てが網羅できるわけではないと思うんですが、こういうことが具体的に当たりますよということを解説で少しでも触れていくということも大事かと思っていますので、今、犠山委員からいただいた意見も踏まえて、条文にどこまで書けるか、それから解説にどういうことを書けばより分かりやすいかという観点で検討してまいりたいと思います。

(犠山委員)

今まで分かりました。特にハラスメントなんていうのは、言うほうは全然悪意がないけれども、受けたほうというのは、特に企業内ではありますので、そのあたりも御判断をぜひよろしくお願ひします。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

以上のところは特段ほかに御意見がなければ、ほかの部分について御意見をいただきたいと思いますが、第2条についてどうしても確認したいとか、意見があるという方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それから、次に第28条のところですが、人権教育及び人権啓発という部分がございます。こちらについても関係団体からの意見聴取で御意見もいただいているところですが、この第28条については、今回下線部分を追加していただいたこともありますが、何か御意見とかありますか。中島委員、ございますか、第28条について。教育及び啓発です。

(中島委員)

いいです。

(一由会長)

閻委員、第28条の教育・啓発について御意見はございますか。特によろしいですか。

菅沼委員、ございますか。お願ひします。

(菅沼委員)

特に意見ということではなくて、この第28条について付け加えていただくことはそれでいいかなと思うのですが、資料の2-3の27ページの解説のところで、前回も解説の①のところに「学校教育その他の教育」と条文と関係ない部分が載っていますねという話をしたのですが、今回も特に「学校教育その他の教育」はこの条文には出てきていないので、特に解説①はそのまま残っているのかなと思いました。

(一由会長)

①のところですね。これは不要ではないかということですね。これはまた、事務局のほうで御確認ください。27ページのところですね。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

修正が追いついていなくて申し訳ございません。もう一回よく精査いたします。大変失礼いたしました。

(一由会長)

お願ひします。

ほかに第28条について御意見がございましたら。よろしいですか。

そうしましたら、次に第30条のところです。このインターネットの問題も結構重要かと思います。インターネット上の誹謗中傷等の防止ということで、今回下線部分を事務局のほうで追加していただいたものがあります。この第30条について、御意見があれば伺いたいと思います。

この第30条の(2)は、先ほどのオンブズパーソンを経由したものとは別に、県がダイレクトにできるということを、先ほど御説明にあったように明確に根拠を示すことで、より要請、あるいは通報に法的な裏づけを持たせてきちんと受け止めてもらうという趣旨かと思いますが、この趣旨自体は異論はないですか。

中島さん、ございますか。

(中島委員)

この部分は、県の具体的な取組の方法が見えて非常に良くなつたなと思っております。最

初の段階で言わなくて申し訳なかったんですが、初期の段階に比べますと、取組が明確になっていい方向になっているのではないかと私も思っています。

その中で、今、このインターネットのことが出てきているんですが、総則のところでもって、特定電気通信役務提供者に対してもこのように削除要請を行っていくことを明記していますが、いわゆる特定電気通信役務提供者の責務というものを入れなくていいのか、その点を入れておく必要があるのではないかと思ったのですが、どんなふうにお考えでしょうか。

(一由会長)

これは事務局のほうで何かお考えがあるか、特に検討はしていなかつたか、その辺あれば。

(佐々木課長補佐)

条例のほうに設けていないのは、この事業者に対する責務は、いわゆる国の情報流通プラットフォーム対処法にいろいろと明確な定めが置かれていますので、条例で規定を置くよりは、法律の事業者の責務というのを尊重しようという考え方で置いておりません。

(一由会長)

このような考え方の上でということですか、追加の御意見はよろしいですか。

ほかにこの第30条、インターネットのことですが、御意見はございますか。

赤川委員、何かございますか。

(赤川専門委員)

ないです。

(一由会長)

宮井委員は、何かございますか。

(宮井委員)

ないです。

(一由会長)

時間も押していますが、全体で最後に何かあればという時間は若干取りますので、次に行きたいと思います。

前文ですね。今回具体的な項目を挙げていただいて、文章自体は答申の後に県が具体的に考えていただくという前提ですが、今回の資料の骨子に挙げていただいているような前文について、御意見があれば伺いたいと思います。

こちらは、小山委員、何かございますか。

(小山委員)

前回に比べると、それぞれのところでとても具体的に精査された内容が記されていて、とても納得いきながら読ませていただきました。前文のところは特にありません。

(一由会長)

ありがとうございます。

和田委員、何かありますか。

(和田委員)

「誰もが平和のうちに生存し」というのが入っていて、とてもいいと思いました。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに前文について御意見があれば。伊藤委員、ございますか。

(伊藤委員)

特にありません。

(一由会長)

宮井委員、お願いします。

(宮井委員)

何度もすみません、宮井です。「他人の思いやりに頼ることなく」という言葉が入っていて、少し踏み込んだ言葉のように見受けるので、これを入れた趣旨を教えていただければと思います。

(一由会長)

そこをお願いいたします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

これを入れるかどうかというのは事務局でも非常に迷ったところではあるのですが、趣旨としては、人権というのは誰もが持っているものなので、思いやりに頼ることなく暮らしていく社会こそが人権が尊重される社会だというふうに入れたんですが、一方で、思いやりに頼ることが悪いことではないという考え方もあるかと思いまして、ここは、実は事務局の

中でもかなり意見が割れたというか、悩んだところではありますので、ぜひ御意見をいただければという思いです。考え方からすると、今言ったようなことで入れさせていただいたという形です。

(一由会長)

では、今の宮井委員の御指摘の部分について、御意見があれば伺いたいと思います。  
伊藤さん、お願いします。

(伊藤委員)

宮井先生の発言で気がつきました。ここは、他人の思いやりに頼ることは当然にその人らしく暮らしていく権利だと思います。なので、改めてここは記載しなくてもいいのではないかと思いました。

(一由会長)

この趣旨としては、頼ってはいけないという意味ではもちろんなくて、他人の思いやりに頼ることなくその人が自立的に暮らしていくこと、逆に言うと、他人の思いやりがないと幸せな生活が営めないという状態を長野県は是としているというポジティブな趣旨ですね。もちろんそうですね。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

はい。

(一由会長)

あとは言葉の言い方の問題かと、確かにこういう書き方だとネガティブに捉える人もいるわけではないかもしれないで、そこは具体的な言葉にするときに、今の伊藤委員の意見や宮井委員の意見も十分考慮していただければ。

ほかに御意見ありますか、この思いやりのところですが。

菅沼委員、何か御意見ありますか。あればいただきたいのですが。

(菅沼委員)

特にはありません。

(一由会長)

鰐山委員、何かあれば。

(犠山委員)

今の文だと勘違いされるかなと思います。

(一由会長)

勘違いされないようにしてほしいと。私と一緒にですね。では、そこは今のような御意見を踏まえて御検討をいただければと思います。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。実はこの後申し上げようと思ったのですが、もし今日言い足りないことがございましたら、また1週間以内にメールで御意見をいただければというお話をさせていただこうと思っていましたので、今日お戻りになって、やっぱりあそこはこうだなというのがありましたら、また御意見をいただければと思いますので、今の点は、御意見を参考にもう一回検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(一由会長)

ありがとうございます。

ほかに前文のことについて御意見ありますか。

私の意見としては、「人権を保障することは個人の尊厳とそれを維持することに必要な条件を保障すること」というのはとてもいいなと思いました、長野県らしいというか、人権は個人の尊厳が大事だといっても、それだけでは駄目で、やはりその前提となる人が幸せに暮らすための条件をきちんとつくっていくんだというところを前文に書いていただくというのは、何気ない言葉ですが、とても深い見識が込められた条項かなと思っていますので、ぜひこれは残していただきたいと思っております。

では、時間の関係もありますので、全体を通じて、その他今触れていない部分、触れた部分でも結構ですし、オンブズパーソンのところでもいいんですが、先ほど事務局からもメールでも1週間ぐらい意見を出せるという話でしたが、この時点で全体を通じて何かありますか。

菅沼さん、お願いします。

(菅沼委員)

第5章の人権政策審議会について質問をお願いできればと思います。第33条の会議のところで、部会というのが出てくるんですが、この部会というのは前の第32条の9番目に「審議会に、執行機関が定めるところにより専門委員を置くことができる」とあるので、専門委員が開く会議のことを部会と言っているんでしょうか。

(一由会長)

今の点はいかがでしょうか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

この点は、犠山委員からも、事前にこの部会はどういうものを指すのかという御指摘を実はいただきました。専門委員につきましては、今回赤川先生にお願いしていますけれども、こういった条例をつくるようなときに個別にお願いするイメージで、部会については、例えば来年度予定はしているんですが、例えば犯罪被害者支援のための計画をつくるとか、そういう個別の検討を行うような場面が出た場合に、この部会を設定しようかと考えております。

こちらは、今のこの人権政策審議会は附属機関条例という個別の条例に基づいて今日も運営しておるんですが、その中でも専門委員を置くことができる規定と、部会の設置の規定はございますので、この二つを引き継いだ形でここに設けてはと考えております。この専門委員と部会の役割につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

(一由会長)

菅沼委員、よろしいですか。お願いします。

(菅沼委員)

分かりましたが、そうすると、その部会の位置づけみたいなものをどこかに見えるようにしなければいけないと思います。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

分かりました。検討させていただきます。

(一由会長)

どこかその前のところに、審議会には部会を置くことができるとか、そういう受け皿の規定がないと唐突な感があるので、たぶんそういう趣旨ではないかと思ったんですが。そこはできればそのようにしたほうがいいと私も思いますので、御検討いただければと思います。

中島委員、お願いします。

(中島委員)

人権のいろいろな問題というか、いろいろな事象は、日々刻々変わって、思わぬところから出てきたりして、こんなこともあるんだということが新聞等で報道されたりしますね。長野県の場合、どこかの旅館でイスラエルの方の宿泊を断ったとか、想像もつかないことが起こったりします。そんなふうなことを考えたときに、この条例をこういうふうに審議してつ

くっているわけですが、やはり時代の中で見直しを図っていく必要が生じてくることがあると思うんですね。そういう意味において、期限をある程度、例えば3年とかで見直しを図っていくんだということをどこかで明確にうたっておく必要があるのではないかと思いました。

(一由会長)

ありがとうございます。

これで最後になりますけれども、どうしても意見があれば。

宮井委員、お願いします。

(宮井委員)

申し訳ないんですが、条文のことではないんですが、事務局の人員体制を、ぜひ余裕のあるものにしていただきたいと強く思います。申立て等があった場合の対応というのは本当に大変だと思いますので、時間的な余裕と体力的な余裕と精神的な余裕があつて初めて適切な対応が可能になる。どんなに優れた職員さんでも、余裕がない中で対応するというのは非常に大変なことになってしまうので、むしろもう人員が結果としては余るようなことになつてもいいから、余裕を持った体制にする。それが県民のためになると思います。このことは強調してもし過ぎることがないぐらい大切なことだと思います。

(一由会長)

運用面についての御意見ということで。

何かございますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

御指摘いただいた点、将来に向けた見直し規定を設けるべきだという点、それから事務局の体制、条例にどこまで書き込むか、体制をどうするか、引き続き検討させていただきたいと思います。

(一由会長)

では、時間も来ておりますので、本日も大変活発な御意見をいただきましてありがとうございました。意見交換はこの辺で終わりにさせていただきます。

(2) その他

(一由会長)

次に、議事（2）のその他ですが、その他というのは事務局から何かございますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

1点だけ。本日の御議論を踏まえて、今後1月末に審議会を開催したいと思います。本日いただいた御意見を踏まえて、この条例の案、それからオンブズパーソン制度の方向性についてさらに内容を精査していこうと思いますが、こういった方向性について、ここはそもそもこうじやないかとか、ここは違うんじやないかとか、もしそういった御意見があればこの際お聞きできればと思いますが、よろしいでしょうか。

(一由会長)

今の点ですが、御意見ございますか。方向性そのものは、今日の御意見を踏まえても、非常に建設的な御意見ばかりでしたので異論はないのかなと私は理解していますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

< 特に意見なし >

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。では、引き続きいただいた御意見、それから追加でも受け付けておりますので、いただいたものを踏まえて検討させていただきます。ありがとうございました。

(一由会長)

では、最後にその他ということで、委員の皆様から何かございますか。

高島委員、お願いします。

(高島委員)

資料4で後で説明があるかと思ったんですが、だいぶいろいろなことが進んできている段階で、私は立場上議会から代表という形でここに入っていますが、パブコメは一斉にスタートすればいいとは思いますが、ある程度のところで、議会のほうに御説明もいただきたいと個人的には思っています。そういうことについてのお考えはありますか。

結構一般質問でもいろいろ出てきたり、会派によっては積極的に提言をされているところもありまして、議会の中でも最終的に決めなければいけないところで共有をしておきたいのでお願いできますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。いろいろ御提案を会派からいただいていることもございますし、何よりも条例ですので、議会の議決をいただかないと成立しないものです。今の御指摘も、どのタイミングで説明すべきか持ち帰って検討させていただきたいと思います。

(一由会長)

では、よろしくお願ひします。

では、特にほかになければ、以上で議事を終了させていただきます。円滑な議事の進行及び活発で建設的な御意見をいただきまして感謝申し上げます。

では、事務局にお返しします。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

一由会長、委員の皆様、熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。

先ほど課長から申し上げましたとおり、追加の御意見がございましたら、1週間後、12月24日水曜日までに事務局のほうに電子メールでお寄せいただければと思います。形式等は問いませんのでお願ひいたします。

それから、次回の審議会の開催日程ですが、委員の皆様に事前に御連絡をさせていただいておりますが、年明け1月28日水曜日、午前10時からを予定をしております。よろしくお願ひいたします。

では、最後に直江県民文化部長から閉会の御挨拶を申し上げます。

(直江県民文化部長)

本日は、活発な議論をいただきまして誠にありがとうございました。先ほど佐々木課長から確認させていただいて、おおむねここで大きな方向性の齟齬がないということが確認できましたので、本日いただきました御意見等をさらに検討させていただいて、次回パブリックコメントに付する形のものまで固めていければと思っております。そのように考えておりますので、また、ぜひ皆さんのが引き続きの御協力をお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

#### 4 閉 会

(羽賀企画幹兼課長補佐)

以上をもちまして、「令和7年度第4回長野県人権政策審議会」を閉会させていただきます。本日は大変お疲れさまでした。気をつけてお帰りください。

(了)